

国家戦略特区ワーキンググループ関係省庁からのヒアリング (議事録)

(開催要領)

- 1 日時 平成 25 年 9 月 13 日 (金) 16:30～17:00
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

<WG 委員>

- 座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

- 天河 宏文 国土交通省都市局まちづくり推進課長
田尻 直人 国土交通省道路局路政課長

<事務局>

- 川村 正一郎 内閣府地域活性化推進室長
加藤 利男 内閣府地域活性化推進室国家戦略特区総括官
富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理
藤原 豊 内閣府地域活性化推進室参事官
宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 エリアマネジメントの民間開放
- 3 閉会

○藤原参事官 国土交通省の方々にお出でいただきまして、「エリアマネジメントの民間開放」ということでお話をいただきたいと思います。

八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 どうもお忙しいところをお越しくささいましてありがとうございます。色んなところからの要望を聞いていましたら、エリアマネジメントの仕組みによって、迅速に物事が決められるようにしたいという要望が大変多くございました。これについて、国土交通省の御説明をお願いしたいと思います。

○天河課長 まちづくり推進課長の天河でございます。よろしく願いいたします。

本日、資料は 3 枚用意しておりまして、1 枚目につきまして、私から御説明を差し上げ

ました後に、2枚、3枚につきましては、道路局の路政課のほうから御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1枚目でございますが、エリアマネジメントということで、平成23年に都市再生特別措置法を改正いたしまして、こういった仕組みを設けておりますということをまず御説明申し上げます。

二つありまして、道路占用許可の特例と都市利便増進協定ということでございますが、いずれも札幌の大通りでこういった事例がございますので、事例を用いたほうが分かりやすいかと思っております。

まず、道路占用許可の特例でございますけれども、都市再生整備契約を提案という部分がございます。都市再生整備計画というのは、いわゆるまちづくり交付金という、今は社会資本整備交付金に統合されましたが、まちづくり交付金の計画でございます。全国で2,000以上ございますが、まちづくり交付金の計画に道路占用のことをまず書くということが条件になりますが、提案ができるという形になっておりまして、この場合は札幌大通まちづくり株式会社という、いわゆるまちづくり会社から提案を札幌市にいたしまして、札幌市が都市再生整備計画に位置付けたという形になっております。そうしますと、何ができるかと言いますと、オープンカフェとか広告板を道路占用で設置することができることとなります。これで収益を上げて収益をさらにまちづくりに還元していくというような格好になっております。

もう一つでございますが、都市利便増進協定という形になっておりますけれども、これも同じように札幌大通まちづくり株式会社がやっておられるのですが、食事の施設でありますとか広告板、ベンチ等につきまして、日常の管理業務、あるいはイベント等をこの会社がやるということで協定を結びまして、市町村が認定することによりまして、管理の体制をしっかりとした上でまちづくりに役立ていこうという格好になっております。

小さくて恐縮でございますけれども、右側に図がありまして、青い部分が協定の対象範囲でありまして、さらに、その中に赤で特例道路占用区域がございますが、ここが道路占用の特例が適用される場所でありまして、下のほうにありますけれども、平成25年整備済みということで、オープンカフェとかテーブル、椅子、広告板等を特例的に占有できるという形になっております。これによりまして、まちのにぎわいの確保、あるいは清掃等をしっかりできる体制が整っているということでエリアマネジメント的なことができることが都市再生特別措置法に位置付けられているということでございます。

○田尻課長 路政課長の田尻でございます。

今の説明につきまして、続けて補足ということになると思いますが、2ページ目以降でまちのにぎわいの創出の重要な一部として道路占用オープン化ということが言われています。その他の例も含めて少し補足で説明させていただきます。

資料の2ページ目、今ほど説明いたしました、いわゆる都市再生の仕組みを使った具体的な例ということで、写真で言いますと、左の上にあるようなオープンカフェは新宿区の

歌舞伎町の例であります、こういったものが実現しているという例でございます。いわゆる違法駐輪といったものをなくすという意味でレンタサイクルボード、いわゆる駐輪場でございますが、これを路上で一体的に使っていただくということも併せてやっている。これも例でございます。

その他に、例えば、順不同でございますが、左下の写真を御覧いただきますと、先ほどの都市再生のスキームとは別のところになりますが、いわゆる路上のイベントも当然道路でたくさん開催されておりますが、占用の対象になる場合が多々ございます。

以前ですと、非常に手間がかかるという御批判も多々あったものですから、それが最近かなりまとめて手続を簡略化するということで進めておりまして、この写真は宇都宮の例でございますが、イベント全体の物件をまとめて一括で許可するとか、毎週週末にイベントをやるような場合であれば、複数回をまとめて1回で全て許可する、そういったこともやっております。

あわせて、写真の右の下の写真は広告でございます。以前ですと、広告については原則それぞれの店舗の自分のところの広告に限って認めておったということでございますが、バス停を整備するために広告を使ってそれを広告収入に充てるとか、右の写真であります、バナーをにぎわいで使うといったものも当然商店街などの周辺がありますので、こういったものもどんどん進めているというような例でございます。こういったことで、道路上の占用、広告などを使って、その収入をにぎわいのためにまた還元していくとかといったことも多々進めているところであります。手続につきましても、説明は重複しますが、かなり包括的な形で簡略化するようなことを進めておるという流れでございます。

最後の3ページ目は御参考でございますが、道路占用の流れをごくごく簡単にかいつまんで書いております。当然2に書いてありますように、許可の要件は少し細かに書いておりますが、やはり道路は、当然占用の対象の物件はある意味極めて限定的な、本来色んな方がいらっしゃるわけでございますので、そういった支障がない形でなければいけないという制約がございます。

そういった中で、2の二つ目の○に書いておりますように、原則は、例えば、店舗であれば、道路の外に普通は敷地があるわけですので、どうしても道路でやらなければいけない場合に限って認めておったわけでございますが、その辺を先ほどのオープンカフェのような形で、そうは言っても、にぎわい創出の観点から大事だろうという色んな要素が当然ございますので、最近はかなりその辺は地域の要請などを受ける形で制度改正も含めて進めておるということでございます。

ちなみに一番下の3に書いておりますのは、道路占用が道路法の手続でございますが、通常イベントなどを行う場合は、別途警察の道交法の使用許可が必要になる場合が多くございますが、この辺も省庁は違うわけでございますけれども、いわゆる窓口のワンストップ化という形で、この辺も既に進めているということもあるという御紹介でございます。

かなりのところは都市再生のスキームを含めましてできるようになってきているのでは

ないかと思っておりますが、もちろん今後色んな要望があれば、きちんと受け止めてやっていくことにしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

最初の大通り地区の場合は、札幌大通まちづくりというのがNPOではなくて株式会社だと。ですが、ここに権限を札幌市が与えるときの正当性はどのように担保しておられますか。

○天河課長 都市再生特別措置法の中に都市再生整備推進法人という制度がございまして、都市再生整備計画の中において、まちづくりを進めていく会社でありますとか社団法人でありますとか、そういったものにつきまして、市町村が指定をする仕組みがございまして、市町村が指定しますと、都市再生整備推進法人になれるというのが法律に書いてございまして、それが正当性と言いますか、お墨付きと言いますか、そういった仕組みになっております。

○八田座長 その基準はどういうことなのですか。複数の会社が現れてやりたいと言ったら、どのようにして選ぶのでしょうか。

○天河課長 今のところ全部で九つございますが、基本的には役割がございまして、役割をしっかりと果たせるような会社の体系を整えていく。法人をしていくという形になると思います。

○八田座長 これは会社が都市をどうやって使うかという権限を完全に移譲されているというわけではなくて、ここが札幌市から一つ一つ許可を得るという形になるわけですか。

○天河課長 道路占用の場合はありますけれども、基本的に許認可の特例はございませんで、当然許可が要る場合は許可が必要になります。

○八田座長 そうすると、仮にオープンカフェにするというのは、先ほどの写真に出ていたけれども、普通の道路ですね。この道路を使いたいというときには、この道路を使っているのは個々の店ではなくて、大通まちづくりという株式会社が使っているという形になるのですか。

○天河課長 必ずしも都市再生整備推進法人でないと道路占用の特例が扱えないということとはございまして、たまたま札幌の場合は、都市再生整備法人が道路占用をやっていますけれども、例えば、新宿区の例ですと、商店街組合だったと思いますが、そういうところが道路占用の特例を使っておりますので、必ずしも都市再生整備法人でないと道路占用の特例が扱えないという仕組みにはなっておりません。

○八田座長 それは商店街がやっているのも、ごく普通の道路占用許可を得てやっているということですか。

○天河課長 ただ、都市再生整備計画と書き込みますと、ここに書いてございますが、無余地性の基準の緩和というのができるようになっていまして、そういう意味では、道路法の特定的な取扱いを受けることができます。

○八田座長 その地区が指定されているということですか。

○天河課長 まちづくり交付金エリアということで、そこでまちづくり交付金を使って都市再生を進めるエリアに限っての特例になっています。

○八田座長 ということは、そのエリアに限っては、こういう申請があれば、一応前もって用意した客観的基準に合っていれば許可をしていくということですか。

○田尻課長 そのとおりでございます。今説明がありましたが、計画をまず、地元の自治体で作ります。札幌市なりが作ります。その計画の中に1枚目の先ほど説明があった位置図、赤の地域については、こういったオープンカフェを造る場所ですよというのを書き込んでいただくことができます。それは当然計画を進める際には、道路管理者が全て合意されますので、その計画が出来た暁には、その計画にのっとって特例の占用を認めることになる。許可についての手続が必要になりますが、そこについての要件を緩和した形で認めることができるという仕組みになっております。

○八田座長 今度、路上イベントが起こされる場合も、先ほどのように都市再生整備地域に書き込まれていれば、こういうことができるようになります。

○田尻課長 今日の資料は混乱を招くところがあるのかもしれませんが、1枚目の都市再生の仕組みと直接連動いたしますのは、2ページの写真で見ますと、主にオープンカフェですとかレンタサイクルのところで、この辺がまさに特例になっているというところがございます。その他、今日のお題と少し離れるかもしれませんが、にぎわいの観点から弾力をしていますよという例でありまして、必ずしも都市再生の計画の場所以外でも、地元のほうでこういった話がまとまれば、随時許可しているというところがございます。

○八田座長 あくまで地元の市町村が特定の申請に対して弾力化したということ、要するに、地元こういうことの権限が与えられているのだということですね。

○田尻課長 道路占用につきましては、それぞれ道路管理者がおります。例えば、市道であれば、市が管理しておりますし、あくまで道路占用制度そのものはそれぞれの管理者が許可を与えるスキームになっておりますので、それぞれの市道なら、市が占用の基準に従って許可をするという流れになっております。

○八田座長 もう一つは、警察のことにしてもワンストップでもって許可を入れたと先ほどおっしゃっていたと思いますが、その意味は何でしょうか。

○田尻課長 道路のお話でございますが、道路を使っていただく場合、通常の通行ではなくて、物件を売ったりイベントを行ったりする場合、よくありますのは、道路に物件を置くということは占用許可の対象になりますので、例えば、イベントのステージを置くとか屋台を置く、これは道路法上の対象になりますが、多くの人が集まってイベントを行う、これは道路の特別な使用になりますので、道路交通法のほうの規制になると思います。そういう意味で、両方の手続が要る場合がございます。当然法律も違いますし、所管の窓口も違うので、本来であれば、それぞれに出していただくことになるのですが、非常に煩雑であるというお話も以前からございますので、そこは道路法と道交法、それぞれ相互乗り

入れする形でどちらに出していただければ、そこが窓口になって手続が進みますというワ
ンストップ化を進めているという趣旨でございます。

○八田座長 今のは都市再生整備推進法に基づいたものですか。

○田尻課長 それとはまた別に、一般的にそういう扱いをしている。

○八田座長 一般的にどこでもどちらかに申請すれば、役所でやってくれるということ
ですね。

○田尻課長 そうなっております。

○八田座長 分かりました。

では、大体事実関係のことがありましたが、何か御質問はありますか。

○原委員 これで結構です。

○八田座長 そうすると、各地から申請があるのは、よくニューヨークのタイムズスクエ
アの例を挙げられるのですけれども、NPO の法人が一括してこういう道路の使用方法に関
しての権限を与えられて、そこがうまく活用する。だから、先ほどのお墨付きがかなり広
い範囲にわたって事前に与えられる。したがって、お墨付きを与えられる対象であるだけ
の資格を有するという必要だけでも、一旦受けたらば、その期間、区域において
は、かなり自由に自分たちも工夫してやることができるということですが、そういう仕組
みはまだ日本にはないということですね。

○天河課長 行政の手続と行政の許認可という意味での仕組みはないと思います。行政の
手続を一括してそこがやる。事実上はできるかもしれませんが、法的にそういうように仕
組まれたということはまだないと思います。

○八田座長 そうすると、今の例えば、札幌の大通まちづくりのようなことでかなり実質
的にオープンカフェなどができるということですが、公設民営とは言いにくい面があるの
だろうと思うのです。ニューヨーク型のというのは一種の公設民営で、この街を非常に有
効に活用しなさいという制約のもとで、それをやれるようなところに対して権限を委譲し、
場合によっては、お金を取るかも知れないし、あるいは補助金の額を普通なら公的に係る
額を多少節約できるかもしれない、そういうような仕組みだろうと思うのです。これは今
のところは日本にはないということですね。

○田尻課長 これは繰り返しになりますが、確かにそういった仕組みはないという状態
ありますが、実態的な面で申し上げると、まさに都市再生の仕組みの活用の仕方次第で、
地域として一体になったような形で計画を作ることによって、かなりそれに近い包
括的な形に、しかも収入も含めて活用するということもできることはできますので、近い
ことはかなりのところではできるようになっているのではないかという気がいたします。

○八田座長 事実関係がよく分かったということですのでよろしいですね。

それでは、本当に色んな自治体から言われていたので、実態がまずどうなっているか
というお話を伺ってから、申請者とも、支援のどこをもっと改善したいかということ
を聞いていこうと思います。どうもありがとうございました。